

「わが子のため」から「全ての人の子のため」に ～ 憲法に命を吹き込んだ教科書無償化運動 ～

1 「同和対策審議会答申」の意義

昨年2025（令和7）年は、『同和対策審議会答申』が出されて60年目をむかえる節目の年でもありました。この答申では、「同和問題」を「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題」と位置づけ「その解決は国の責務であり、国民的課題である」と明記しました。この答申によって同和対策特別措置法の制定を始めとして、差別解消に向けた国の同和対策事業や同和教育が一気に推進されていきました。

2 「同和対策審議会答申」が期待した人権尊重の国、日本

また答申の前文中ほどには、「高度経済成長期に伴う社会経済の大きな変動」がみられ、同時に「人間尊重の精神が強調されて、政治行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある」と当時の日本を捉え「まさに同和問題を解決すべき絶好の機会」と、答申以降の日本が、差別意識を払拭し人権尊重に向けて、大きな一歩を踏み出すものと、期待を込めて述べていました。

3 今日の日本は、その期待に応えた国になったでしょうか？

さて60年たった現在は、人権課題が次々解決されるような雰囲気になりつつあるのでしょうか。「同和問題」だけでなく、「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」を始め多くの人権課題（令和7年度に法務省が出した具体的な啓発活動強調事項は18項があげられています）は、改善されてきた面もあるものの、残念ながら差別事象が依然として起こっているのも事実です。しかも未だに町内学習懇談会などで「いつまで同和の研修をしているのか」や「自分は差別をしていないので人権研修は不必要」などという意見を発言している人も見られます。

4 だから私たち一人一人の人権感覚の「アップデート」が絶えず必要

時代の変化とともにインターネット上の差別が急激に増えるなど、差別の状況も変わってきています。更に人権課題は世の中の動きとともに刻々と多様に変化してきています。このような時代だからこそ、「人権感覚」のアップデートを怠っていると、従来の「思い込み」や「そんなつもりはなかった」という古い感覚のまま、知らず知らずのうちに人の心を傷つけてしまっていた、ということが起こっていきます。そこで草津市において「町内学習懇談会が始まって50年目」でもある今日、今一度皆さんとともに「まさに同和問題を解決すべき絶好の機会」といわれた事例の一つとして「教科書無償化の取組」を見ていきたいと思います。（教科書無償化の取組は、「めざめ」32集においても、「～同和教育はすべての人の幸せにつながっている・教科書の無償化～」として紹介されました。）

5 運動の出発点は、教科書無償化要求請願署名運動から

「同和対策審議会答申」が出された年の5年前の1960（昭和35）年、高知県高知市では「四国四県母親と女性教師の会」が開催され、その場で「教科書無償要求請願署名運動」が開始されました。その背景には、高知市のある小学校で市の教育負担の5倍以上もの教育経費をPTAが支出しているという実態がありました。このことから「教科書無償を手始めに、憲法で保障された義務教育無償の権利」を当たり前のものにしようとする運動が始まりました。

6 運動が急速に発展した1961（昭和36）年とは

また1961（昭和36）年4月から、小中学校の教科書が全面改訂されることになっていました。この改訂によって今までの教科書内容が大きく変わります。こどもたちが新たな教科書を購入するとなると、当時小学校で約700円、中学校で約1,200円が必要でした。これらの金額は当時の失業対策事業の日当を大きく上回る額でした。日々の生活にお金がかかるうえに、保護者の教育負担が多く、更に教科書改訂によりまた一つ保護者の負担が増えるということが目前に迫っていました。

7 「教科書をタダにする会」の発足、とその運動の急速な展開の背景

そこで1961（昭和36）年3月7日、高知市の被差別部落を含む地域では「教科書無償運動」を具体的に進めるために、被差別部落内外の多くの人にも呼びかけ「教科書をタダにする会」を発足しました。

この背景の一つに、地域の運動団体が「地域のこどもたちが信頼していた教員を同和教育の推進とは別の新設部署に異動させたことに対する反対運動」や「こどもたちの健康保険組織である高知県学校安全会が運営上の不手際から生じた赤字をうめるため、赤字の半額分の負担を小中学校の保護者に求めたことに対する反対運動」など、納得できないことに対して学習を重ね、様々な団体と共闘しながら改善しようと取組んできたという積み上げがあったことがあげられます。

8 「身の回りの課題」について「解決に向け」、地域で「考え・話し合う」学習懇談の大切さ

背景の二つ目には、地域の被差別部落外でも、女性を中心とした「読書会」の集まりから、「教師と父母」「学校と家庭」など身近な問題について、「現在はどうのような状態であるか」「本来はどうあるべきか」「それを知る方法はないだろうか」という具合に「読書を中心に社会のいろいろなことを勉強したい」と「学習会」が重ねられていたことがあげられます。

特にこの「学習会」では、「教科書無償化運動」が起こると早速これをテーマに取り上げ、「憲法第26条には『義務教育は、これを無償とする』と明文化されているのを確かめ合い、義務教育だから教科書は無料が当然だ」といち早く結論を導くにいたっていました。

9 「教科書をタダにする会」の高知市教育委員会教育長への質問とその回答

さて「教科書をタダにする会」発足の翌日には、地元の小中学校に「教科書無償の原則に立って運動に協力してくれるように」要請しました。更に発足の4日後、地域の解放運動の中心的存在であった市議会議員が市の教育長に「教科書無償化」について質問を投げかけました。それに対して市の教育長は「憲法の（義務教育）無償は理想」「法的には授業料を取らないということ」「（教科書が購入できない）経済的に困難な児童には必要な措置をとる」「全員の（教科書）無償配布は国の施策がなければ不可能」という回答でした。

10 この思いや願いを更に浸透させていくために

この様子を見ていた「タダにする会」の人々は、高知市の市議会の各会派をまわり一層の協力を要請しました。その結果市議会として、内閣総理大臣と文部・大蔵両大臣に宛てた「義務教育課程の教科書無償配布についての意見書議案」を満場一致で可決するに至りました。同時に高知市教育委員会（以下市教委）は文部省（当時）に対して「教科書無償に関連して憲法第26条の解釈について」問合せを行いました。こうした動きが積み重ねられて行きましたが、市教委は「義務教育の無償は原則として正しい」しかし「市の負担能力では不可能」という根本姿勢は変えませんでした。やがて年度も終わりに近づき改訂された新教科書を手にすることができない子どもが一定数出てくることが予想されると、「新学期になって教科書を持たない子どもがいればその教育を保障する責任がある」と認めました。

11 1961(昭和36)年4月を迎えて

4月になり「タダにする会」の地元小学校で新学期準備のため教科書販売店の出張販売が始まりました。運動を進めていた人たちは、「この運動は貧困家庭を救うための福祉の運動ではない。憲法に保障された権利を、全ての人たちのために勝ち取るための運動だ。」という思いを共有していき、教科書不買の呼びかけもしていききました。結果、全校児童約2,000人の内5分の1の人々だけが教科書を購入し新しい教科書を手にするという状況でした。4月20日には文部省から「教科書が無償で配布する法的根拠はない」という正式見解が、各都道府県教育委員会宛に通達されました。高知新聞がこれらの運動の流れを「社説 教科書不買と護憲」という見出しで、「教科書無償運動が国会を動かし、無償に向けた立法化を目指すべきだ」と報道しました。更に市議会の一部では「教科書問題を一部の地域に限定せず、全市的配慮に立って教科書が購入できない家庭へ無償の枠を拡大して、その数を示して処理する」ように市教委に申し入れしました。同じ年の7月、文部大臣は「教科書無償問題について今後検討していく」と発言しました。

12 「経済的理由で教科書購入困難な家庭に限って」という枠を外すために

年が明け1962（昭和37）年になっても「タダにする会」の人たちはこの運動を「すべての国民の権利を勝ち取る運動」との信念のもと「教科書購入が経済的理由により困難な家庭に限ってその範囲を拡大する」という従来の考え方に留まる市教委に対して批判の手をゆるめず交渉を重ねていきました。しかしやがて「本人が申請し民生委員と校長が認めたものに対して、市教委は全員に教科書を支給する」ということで一旦合意することになりました。

13 運動を受けとめ、出された教科用図書の無償に関する法律

並行して国においても「昭和二十六（1951）年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（新入生のみ一部教科で3年間無償給与が実施された）」以降議論が重ねられていましたが、京都、大阪、そして高知での取組から更に全国に広がっていったこれらの運動に触発され、「教科書無償化」に向けて決断を迫られ「タダにする会」の人たちと市教委が合意を交わした翌日の1962（昭和37）年3月31日に、「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする」を第一条に掲げた「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」を公布、翌日から施行としました。更に翌年1963（昭和38）年12月21日公布、同日施行の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、早速同年度に教科書の無償給与が小学校第1学年について実施され、以後学年進行方式によって毎年拡大され、1969（昭和44）年には小・中全学年に教科書の無償給与が完成し現在に至ることとなりました。現在世界を見渡すと、アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、イタリア、ドイツ、フランス、ロシア連邦、韓国、インドなど多数の国々で教科書の無償制がとられています。

14 この運動の背景に根付く「すべての人のために」という意識

実はこの教科書無償運動が粘り強く行われた背景として、この運動を起こした地域が巻き込まれた、不幸な海難事故と関連させて語られることがあります（しかし地元では、悲劇と結びつけて語って欲しくないという願いがあります。）。1955（昭和30）年5月11日、高松を出発した紫雲丸が濃霧のため第三号高丸と衝突し瀬戸内海の坂出沖で沈没するという事故です。紫雲丸には後に「教科書をタダにする会」の運動を始めた地域を含む学区の中学生117人が、京都奈良方面に修学旅行に行くために乗船していました。そしてそのうちの28人の中学生がこの海難事故で命を落としました（他に3県の小学校の修学旅行生など80名も犠牲になりました。）。しかしこの海難事故に生き残った当時の生徒の証言によると、「衝突から沈没まであっという間であった。（6分程度）」「自分は夢中で重油が浮く海に飛び込み助かった。」という状況であったようです。

この海難事故の悲劇は、やがて「プールがなかった学校へのプール建設促進に向けた運動」と、「本州と四国とに橋を架ける運動」へと発展していったそうです。悲劇に見舞われた遺族の思いは、全ての人にとってこのような悲劇が繰り返されないためへの新たな運動への原動力になっていったのでした。

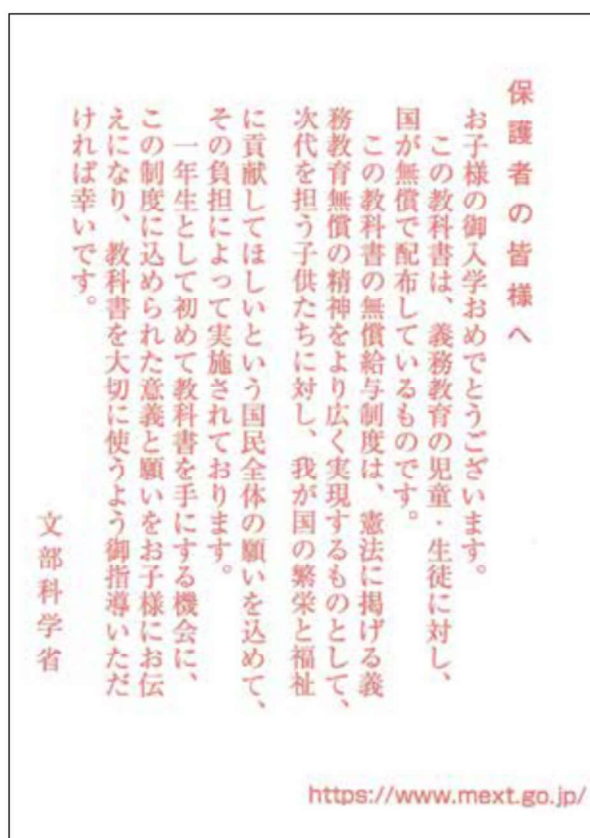
また被差別部落内外が団結してはじめられた「教科書無償化」の運動も、決して順調に進んでいったのではなかったようです。被差別部落外での運動勢力に対しては、当時根強かった部落差別を利用して「教科書無償化」運動の分断を図るという卑劣な行為もなされたようでした。

しかしこの運動は最後まで一貫して「すべての国民の権利を勝ち取る」運動として、被差別部落のこどもを持つ親のわが子への思いだけにとどまらず、子を持つ全ての親の思いを担って「全てのこどもの教育を受ける権利」を守るため、憲法26条の「義務教育の無償」^{※5}の文言に、命を吹き込むまで貫かれたのでした。私たちはこれらの運動から「人権・同和教育のめざすところは、全ての人の幸せのため」という大原則を、今一度一人一人が思い起こすことが大切であると感じさせられたのでした。

※5) 憲法26条2「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

【参考文献:「教科書をタダにした闘い」村越良子・吉田文茂共著(解放出版社)】

【参考:「部落解放研究第33回滋賀県集会(2026(令和8)年)」第5分科会「教育の取組と平和への願い～教科書無償の運動～」講演】



現在小学校1年生に配布する教科書を入れる封筒(左:表面/右:裏面)

町内学習懇談会の取組 ～ “あのとき、あんなことが…” 出逢いの数々 ～

1 町内学習懇談会に向けて

町内学習懇談会は、学び合い意見を交わし自分自身のものの見方や生き方をふり返り、さらには、各家庭や地域社会にある不合理に気づき、「誰もが安心して暮らせる社会」の実現をめざします。そして、一人一人「主体的に差別をなくす生き方」をしていくために、自分ができる取組を進めていけるよう、正しく学ぶ場として位置付けています。

町内学習懇談会を深まりのある充実したものとするために次のような流れで進めています。

まず、草津市同和教育推進協議会、草津市、草津市教育委員会が共催し、町内の役員と行政協力員が一堂に会しての第1・第2講座からはじまり、以降は各学区・区に分かれて第3講座や第4講座を経て、町内別に役員と行政協力員がテーマや進め方などの事前打ち合わせを行い、町内学習懇談会を開催します。実施後には実施報告書を作成します。また、成果や課題を総括し、次年度に活かすための総括学習会を各学区・区で行います。

上記以外にも学区・区などによっては、現地研修などの独自の研修をしています。また、行政協力者の市職員も、職域での研修を受講したうえで町内学習懇談会に臨んでいます。

新型コロナウイルス感染症への対応を求められた時期がおおよそ3年間ありました。流行期には社会生活全般で様々な制約があり、町内学習懇談会にも大きな影響がありました。令和2年度は様々な集会形式のイベント行事が中止になる中、グループ討議を避け、密にならない工夫をした開催でした。2021（令和3）年度は町内学習懇談会を資料のみ回覧するなどの集まらない形態での学習となりました。2022（令和4）年度も感染症対策の工夫をしながらの開催でした。2023（令和5）年

5月に「5類感染症」へ移行後、ようやく以前の開催に近づきましたが、流行期の学びの継続について、町内会をはじめ関係者にはかなりの御尽力をいただきました。



第1・第2講座の様子
（草津市立人権センター提供）



総括学習会の様子
（志津南まちづくりセンター提供）

2 現在の町内学習懇談会



町内学習懇談会実施後に、実施報告書を作成します。さらに2025（令和7）年には町内学習懇談会の50周年を控えて、各学区・区にアンケートの協力をお願いしました。これら各町の実施報告書や学区・区のアンケート回答資料を概観しますと、次のような傾向がみえてきます。

<参加体制について>

現状の参加者は、町の役員が多い状況です。役員会議の前後で町内学習懇談会をされることが多く、このことについては役員や班長を1年や2年で順番にまわされているようなところであれば、長年継続していただくことで住民全員が参加経験を有することになるというメリットはあります。

一方で、町懇参加者の顔ぶれが変わらないという意見もあります。こちら、毎年のように参加される人は、学びあいの経験をたくさん積むことで、差別に会った場面では、より確かな行動ができる人となることが期待できます。また、いろんな場面で学習懇談会のスキルや学習教材の活用経験も広めてもらえます。

このように、毎年人が変わることも、固定化することにもそれぞれメリットがあり、そのプラス面の経験を継承していきたいものです。



開催をお知らせするポスター
(R7年度市同推協居住地部会作成)

学習方法としては、啓発資料「めざめ」をはじめとした紙資料の使用、DVD（昔はビデオ）視聴、同和教育啓発講師団による講話の3つの方法が大きな割合を占めます。

第3講座で外部講師の講話を拝聴することが多いのですが、町内学習懇談会でも、外部講師を独自に招かれた町内会もありました。

3 町内学習懇談会の工夫



草津市立人権センターは、町内学習懇談会実施に向けての検討をしていただくために、進め方を例示したり、「めざめ」をはじめとした紙資料、DVD貸出、同和教育啓発講師団を紹介したりするなどしています。そのうえで、各町内会でさらに内容の検討や参加者を増やす工夫がなされています。



草津市立人権センター
(キラリエ3階)

例えば、町内回覧や草津市同和教育推進協議会で作成したポ

スターの掲示や、一斉清掃や防災訓練などの町内会行事の後に開催するなど、役員だけでなく広く住民に参加を呼びかける町内会もあります。参加を呼びかける町内会もあります。

町内学習懇談会のテーマについては、同和問題の他にも、「人権課題が多様化している」という意見をもとに各町内会の課題を検討した結果、高齢者や外国人、こども、女性、障がい者、LGBTQ+など様々な人権課題をテーマとして懇談会を開催しています。

これまでの同和問題の学習を深めた上での、様々な人権課題の学習へ広めていくという視点で、計画的な学習の検討をされています。

町内学習懇談会は、最も身近な地域で実施する社会教育であり、話し合いをきっかけにお互いを知り合う機会にもなり、まちづくりにもつながるということで、デジタル社会の今日においても、表情や気持ちを感じ合いながら話し合える、参集型ならではのよい点が多くあります。



人権ライブラリー
(草津市立人権センター)

参加の都合がなかった人に対しては、事後の啓発として結果報告を回覧しているところもあります。

新たな50年 ～ 成果と課題、差別解消への展望 ～

1 部落差別の認識

約半世紀をふり返りますと、差別をなくそうと熱く燃えた時代、様々な課題に精力的に向き合ってきました。一方、同和対策事業特別措置法などが失効し、町内学習懇談会や人権研修などの場で、「いつまで同和の研修をしているのか」「部落差別なんてもうないのでは…」という声も出ていました。

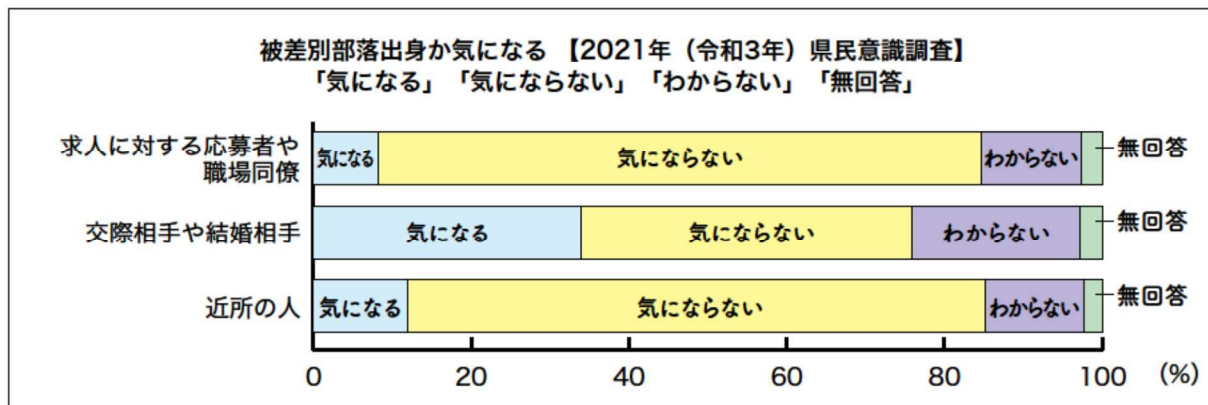
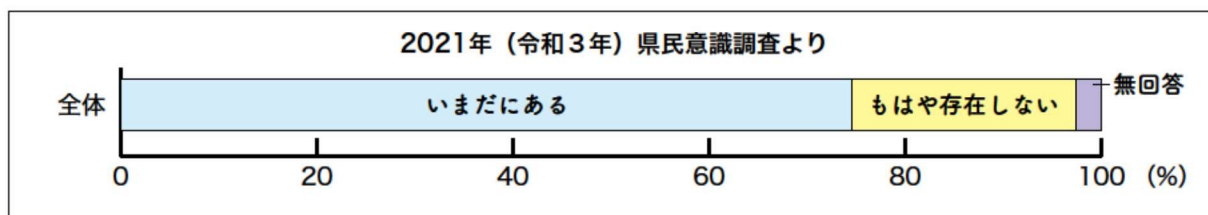
しかし、直近の人権に関する県民意識調査【滋賀県2021（令和3）年】では、70%以上の県民が「部落差別はいまだにある」と認識している事実、さらに具体的な項目でもかなりの割合で“気になる”と答えています。

“気になる”具体的な項目の設問をさらに詳細に検討しますと「忌避意識」が我々の心理の中に根差している現実があります。

①グラフでは交際や結婚という人生の重大事には「気になる」の回答が顕在化している事実から、「忌避意識」は、いまだに厳存していることがわかります。

②啓発や同和教育の浸透の成果で「気にならない」が回答の多数を占めていますが、「気になる」人も“層として存在している”ところに大きな課題があると考えられます。県民意識調査の回答でも明らかなように「現在もなお部落差別が存在する」が大勢であり、また、部落差別解消推進法で指摘されている通り、差別が厳存しているからこそ部落差別をなくす教育・啓発の取組は継続する必要があります。

この事実を根拠に同和教育推進協議会は、活動を続けてきました。町内学習懇談会がはじまって50年の節目を迎え記念誌を作成するにあたり、その取組の推進で重要な根拠としてきたのが市民意識調査と、市民の英知の集積である「めざめ」の作成です。以下、総括を若干記述します。



2 学習資料「めざめ」の「熱い思い」は草津市の人権の宝



町内学習懇談会を推進するにあたり“学習会をどのように進めるか”目的、内容や資料収集などが大きな課題でした。その指針となる学びの“教科書的存在”が「めざめ」でした。第1集を見ると、そこには県の発行した「覚醒」からの引用が多く掲載されています。“同和問題”の浸透、啓発と確かな啓発資料の収集が大きな課題だったようです。

その後の「めざめ」には住民の学習の指針となるような、当時の同和問題の重点課題、被差別部落の実態や人々の思い、願い…が熱く語られています。発刊を辿りますと当時の町内学習懇談会の課題、学習内容が読み取れます。

- ①当初、同和問題の啓発、町内学習懇談会をするための資料として作成された。本市の同和問題、同和教育、同和対策事業の根幹に触れる内容が記述されており、具体的な懇談会の変遷を辿るうえで貴重な歴史的資料となっている。（問題の原点、取組の経過）
- ②部落差別の課題、実態、教育・啓発が説得力ある事例や具体的な記述で示され、町内学習懇談会推進の指針となる資料である。（課題の提示、教材化、懇談のスキル）
＊「めざめ」は、あらゆる層にわかりやすく編集されて市民に配布している。
- ③内容の変遷は、人権や差別に関わる課題を“知らせる、教える”から“共に考える。気付く”に、“広汎な課題”から“身近な課題、自己啓発”へ、時代とともに深化してきた。（学びの質的变化）
- ④「水平社宣言」以降の部落差別解消の取組は、人権教育、啓発の根幹として時代とともに深化してきたが、“同和教育の深まりから人権教育への広がり”の歴史的経過にも対応して「めざめ」も編集されてきた。同和教育・啓発と人権教育・啓発は対立するものではなく、その歴史的経過と「めざめ」は“軌を一にしている”。（取組の集積、貴重な遺産）
- ⑤50年の経過の中でO-157やコロナ禍など、感染症の流行に付随して発生した人権侵害や差別、今日的な課題にも焦点をあて学習ができるように作成されてきた。（今日的な課題にも焦点）
- ⑥学校教育で取り組まれている同和教育の実際などを紹介して部落差別の歴史、課題の変遷から新たな学びの焦点化を図るとともに社会同和教育との“橋渡し”的役割を果たす。（学校、行政、地域、企業・事業所間の連携・融合、共通認識・相互理解）
- ⑦「めざめ」作成の過程そのものが“学びの場”となり、教育、啓発の深まりとリーダーの育成に貢献してきた。（リーダーの育成・広がり）

3 いま、喫緊の課題として



(1) 部落差別の根底に堆積している忌避意識の解消をめざして

2025（令和7）年の第2講座の奥田均さんの講演で、部落差別の現実についてレポートせよ、という課題を学生に課したときの事例を紹介されました。その概略は次のような趣旨でした。

“夏休みのある日、喫茶店でA君が友人と交わしたときのやりとりを次のようにレポートした。雑談が途切れたときレポートの課題を思い出し、友人に「ところで同和問題のことやけどな、お前、どう思う？」と質問を投げ掛け、趣旨を説明すると友人は、急に声を潜めて「大きな声で同和、同和と言うな。間違われるやないか。こんな話を聞かれたら自分たちも部落と思われる。こんなところでそんな話をするな」と言って話をさえぎった。「“間違われる”、“声を潜めなければならない”ところに私（A君）の世代にも部落差別の存在を実感した。」とA君は、記してきた。（要約）”

県民意識調査にある“交際相手や結婚相手”となると気にする人が格段に多くなる事実や部落差別を語るときは声を潜めなければならない事実は、部落差別特有の忌避意識の存在に気付きます。

さらに類推して忌避意識は、日本特有の戸籍制度、土地差別、部落地名総鑑、結婚差別、ケガレ意識…と部落問題の多くの課題にたどりつきます。

忌避意識に向き合うことは、部落差別解消の本質的な課題解決につながるのではないかと考えます。

(2) 「出自」が今も差別の根本的課題として

部落差別は「出自の差別」とも言われ“特定の地域に生まれ、生活しているだけで差別の対象になる”深刻な人権問題です。とりわけ就労、結婚など人生の節目で問題となります。そこで市では、早くから「身元調査お断り」のステッカーを各戸に配布して啓発に取り組んできました。「めざめ」でもこの課題を取り上げ“学び”を重ねてきました。その結果、今日では「身元調査」は、差別であり“しない。させない”社会が定着してきました。しかし、市民意識調査の「結婚に関する質問」(P.22)では少数ですが、否定的な回答もあります。この設問では、少数であっても存在することが大きな課題です。さら身元調査払拭の取組は“過去のこと”ではなく、今でも個人情報をも不正に取得したり、インターネットで執拗に同和地区を開示したり、根拠のない書き込みをしたり、新たに“出自をあばく”行為が頻発して深刻な人権問題となっています。

また、県の意識調査「交際相手や結婚相手」の項目(P.34)でも明らかなように「被差別部落出身が気になる」が突出して多い事実があります。生まれ育った場所だけで差別の対象とされる“意識の芽”は、いまだに人々の心理に残る部落差別の特徴的で深刻な問題です。県の啓発ポスターに“どこの人？というより、どんな人？”とありますように、周囲の様々な噂に関心を抱くか、それとも当事者の尊厳や人格を中心に考えるか。この問題は、“出自が問題”とみなす“周囲の人々”の人権意識が問われます。

町内学習懇談会では、“出自”を気にしたり、関心を持ったりする人々や社会の風潮を払拭する取組を粘り強く続けてきました。

(3) 近年の意識の変化から成果と課題を読み解く

2023（令和5）年の「人権・同和問題」に関する市民意識調査では、同和対策審議会答申で指摘されて以降の大きな課題である「『寝た子をおこすな』論」に関連した質問として、「差別、差別と騒ぎすぎるので、かえって差別がなくなる」との設問と回答が15年間の推移でグラフに示されています。

設問の趣旨は「“声を出さずに黙っていればそのうち解決するから”で問題は解決します

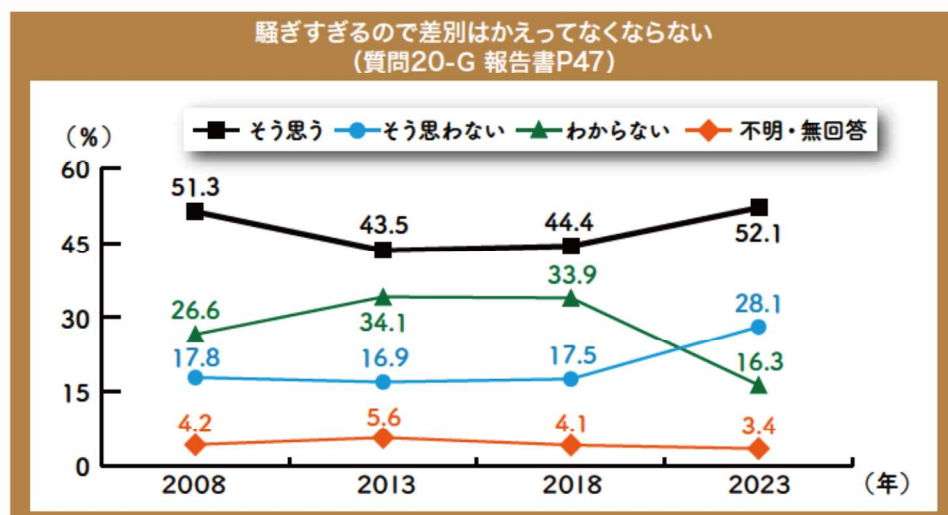
か」という問いかけです。この考えに肯定的な考えの人が直近で半数以上存在します。逆に最近では、否定的な意見を持つ人も増えてきました。また、わからないと思う人が近年どちらかの考えに変わったと解釈できます。

この「『寝た子をおこすな』論」をとりあげ、2022（令和4）年の町内学習懇談会推進協力者講座第2講座で森実さん（当時：大阪教育大学教授）が最近の風潮は「権利を主張して声をあげると“うるさい、だまれ”と、バッシングされる。さらに関連して“女性専用車両があるのに男性専用車両がないのはずるい”といった『逆差別論』が横行し、差別の温存・助長が進む原因となっている」と指摘されました。

同和対策審議会答申にある「『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化に伴い、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」のように、差別解消の解決として“ソツとしていれば、いずれ…”式の考え方の誤りを指摘されていますが、今では声をあげる人に対して攻撃的なスタンスをとる人が出現しているところに新たな課題があります。

一方、グラフに示すとおり“そう思わないに分類”される（声をあげる）層も顕著に増加している事実は、人権に係る教育、啓発の成果と解釈できます。意識調査の推移から、今まで“わからない”に分類されてきた人々が考えを明確にする方向に収束されてきたと読み取れます。

この分野でも他の社会現象と同様“二極化”が鮮明になり、“学びの積み重ねの有無”が成果と課題の両面を併せ持っている現実として浮かびあがってきたといえます。差別解消のためには“学び”の継続を通して、“声をあげる”ことができる世論の形成を大切にしています。



4 同和教育（行政）と人権教育（行政）の関係

1969（昭和44）年に施行されて時限立法の「同和対策事業特別措置法」と一連の関連法が失効したころ、巷では“もう「同和」の時代は終わった。これからは「人権」や”とか“いつまで同和をやっているのや”という声が聞こえてきました。同和教育（行政）が過去となり、これからは人権教育（行政）の時代であるかのような風潮がささやかれました。

しかし、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の第1

条では“現在もなお部落差別が存在するとともに…部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題である…”と明記されたように部落差別は、厳存して課題は山積しています。

この法律や歴史的経過もふまえ、今までの日本の差別解消の取組は、両者が対立したり“同和教育は過去の教育”と考えたりするのではなく、同和教育を中心に据え様々な人権教育への広がりをめざしています。

いわば、“同和教育は同心円※6の核であり、同和教育を重要な柱と位置づけ、人権教育への広がり”をめざすものととらえています。

※6) 同心円：中心から半径を決めて円を描くとき、中心は同じでも半径を変えれば大きさの違う円が描けます。同和教育と人権教育の関係をこの同心円の関係で図式化しました。初めの円は、核となる“同和教育”という小さな円でしたが、時代とともに“人権教育”という大きな円に拡大していくたとえで説明しました。

【図1】同和教育と人権教育は、同心円の関係

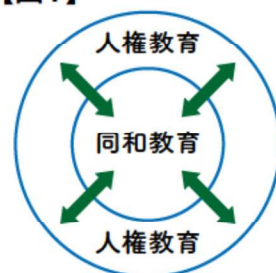
同和教育を我が国の人権問題における重要な柱ととらえ…」

【地対協委員：寺澤亮一氏の講話を図式化する2016.10部落解放全国集会講演より】

長年、市民意識調査の分析にご尽力いただいた故山本登さん（当時：大阪市立大学教授）が指摘された「人権教育、啓発は“人力飛行機”のようなものです。漕ぐのをやめたら、たちまち墜落しますよ」の言葉が現実となりつつあり、今後も町内学習懇談会を継続しなければならない（漕ぎ続ける）根拠でもあります。

結びに、市民意識調査の町内学習懇談会などの設問で明らかなように“継続した人権の学び”こそ、自らの人権意識を育み、差別解消に向かって共に行動する市民の輪の育成・広がりが“水平の世”実現の基盤になると確信しています。

【図1】



5 成果と課題を概観して



町内学習懇談会では、部落差別にかかる課題を深く学ぶことから、様々な人権の課題にも関心が向けられたことは成果と考えられます。また、このように多くの人権課題の原点は、部落差別にあるといえます。しかも現実には、未解決の課題が山積しています。部落差別解消推進法が恒久法とされているように差別がある限り取組を続ける必要があります。

町内学習懇談会の成果については、人権問題の提起、人権感覚の深化、差別の現実から学ぶ姿勢、背景を見据えた取組、マイノリティ（少数派）を中心に据えた関係づくり、客観的・科学的な見方・考え方など、市民の意識のなかで確実に育まれ、草津市の人権文化の醸成の一翼を担ってきました。

当初“差別の現実”を掘り起こし、学びにつなげてきましたが、今“差別の深層”にある「忌避意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」、「マイクロアグレッション」など人権侵害や差別の根底に潜む問題に迫ろうとしています。この学びの中核となる取組こそが町内学習懇談会です。

町内学習懇談会が始まって50年を迎え、課題は、まだ多く残っていますが、記念誌部会では焦点化して課題を提示しました。今後は、さらに町内学習懇談会を積み重ね“めざめ”の段階から、ステップアップしてリーダーの育成をはじめ“めざめた層”の拡大と深化へ歩みを進めたいと考えています。

【町内学習懇談会50周年記念事業 記念誌部会】

片山 恵泉	中島 由里子	保田 忠代
今村 勝義	好土崎 壯	徳田 景子
橋詰 雅章	長谷川 佳子	宮田 勝一

(町内学習懇談会50周年記念事業 記念誌部会)